

## 法に基づく届出 vol. 2 ~変更登記の事務手続き~

前号に引き続き、総会前後に特に問合せの多かった事項についてポイントをおさらいします。

### ■ 登記 ◎各種届出や登記等についてのお問合せは、本会設立相談室まで (TEL 043-306-3285)

次の登記すべき事項（①代表権を有する者②出資の総口数及び払込済出資総額③主たる事務所の移転④複数の変更）は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。下記の主な事項の手続は、以下のとおりです。

#### (1) 代表理事の変更登記

①登記申請に係る手続

項目	提出先	添付書類・期限等
代表理事の変更	主たる事務所の法務局	①事業協同組合変更登記申請 ・重任の場合　・就任の場合 ②定款 1通 ③総会議事録 1通 ④理事会議事録 1通 (辞任届) この他にOCR用紙 就任の場合印鑑(改印)届 理事全員の個人の印鑑証明書が必要な場合があります。(主たる事務所の所在地においては2週間以内)

②代表理事の任期満了日と就任日、重任日

定款の任期	前回の代表理事就任日	通常総会開催日	任期満了日	就任日・重任日
2年	H21年5月20日	H23年5月25日 H23年5月15日	H23年5月19日 H23年5月19日	H23年5月25日就任 H23年5月20日重任
2年又は第2回目の通常総会のいずれか短い期間	H21年5月20日	H23年5月25日 H23年5月15日	H23年5月19日 H23年5月15日	H23年5月25日就任 H23年5月15日重任
2年又は第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間	H21年5月20日	H23年5月25日 H23年5月15日	H23年5月19日 H23年5月15日	H23年5月25日就任 H23年5月15日重任
2年又は第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する	H21年5月20日	H23年5月25日 H23年5月15日	H23年5月25日 H23年5月15日	H23年5月25日重任 H23年5月15日重任

③理事会議事録の記名者と捺印

現任の代表理事が重任	後任者が就任	
	現任の代表理事が理事に留まる	現任の代表理事が理事に留まらない
新理事が記名の上、代表理事は代表理事印を捺印する。(他の理事は、三文判でも可)	新代表理事は記名の上個人の実印を捺印する。また、前代表理事は、代表理事印を捺印する。(他の理事は、三文判でも可)	新理事全員が、記名の上個人の実印を捺印する。(新代表理事は代表理事印を捺印しない。)

#### (2) 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

組合は、組合員の加入及び脱退が自由であることを原則としますので、組合の出資の総口数及び払込済出資総額は、組合員の加入脱退により変動します。また、この他にも増資を行う場合や組合員の出資口数の減少請求により変更が生じることになります。

通常、変更登記は変更の日から2週間以内に行うことが義務付けられておりますが、事業年度末現在の変更は、4週間以内に行うこととなっています。

#### (3) 主たる事務所の移転

主たる事務所を移転する場合には、定款の変更を要する場合（定款第4条事務所の所在地に変更がある場合）とその必要のない場合（同じ市町村内で変更の場合）とがあります。前者の場合は、総会の議決により定款変更し、次いで理事会で具体的に移転の場所及び時期等を決定した上で登記手続を行います。

組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域外に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地における登記申請と同時にすることを要します。

#### (4) 複数の変更登記申請

複数の変更を申請することができます。例えば、代表理事の変更登記を出資の総口数及び払込済出資総額の変更と同時に行えます。

項目	同一市町村内の移転	同一登記所管轄区域		他の登記所管轄区域
		同一登記所管轄区域	他の登記所管轄区域	
定款変更の有無	無	有		有
添付書類	①変更登記申請書 ②理事会議事録	①変更登記申請書 1通 ②定款変更の認可書 1通 ③理事会議事録 1通	<旧主たる事務所の登記所あて> ①変更登記申請書 1通 ②定款変更の認可書 1通 ③理事会議事録 1通 <新主たる事務所の登記所あて> ①変更登記申請書 1通 ②OCR用紙 1通 ③印鑑証明書 1通 ※新旧登記所あての申請書を旧主たる事務所の登記所へ同時に提出。	